

公

告

県営猿ヶ石北部幹線地区土地改良事業計画（農業用排水施設）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

この土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、同法第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づく公告に係る当該事業の工事完了の告示において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して 8 年を経過するまでの間に、当該土地を同法第 91 条の 2 第 1 項に規定する目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合は、岩手県土地改良事業分担金等徴収条例第 6 条で規定する特別徴収金について、当該目的外用途に供した土地につき同法第 3 条に規定する資格を有する者から徴収するものとする。

なお、受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により、令和 8 年 10 月 14 日までに奥州市農業委員会に申し出られたい。

令和 8 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

記

- 1 変更予定の土地改良事業計画の概要
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準